

ホームスタディ制度の導入(全国初、2002.4.1実施)

1. 目的

(1) 志木市は、「学習意欲」があるにもかかわらず、長期欠席(不登校等、心身障がいを含む)の状態にある児童・生徒に対し、教育権に基づく学習機会を保障するため、(一時的に)学習の場を学校以外(家庭を含む)にも広げる。

(2) 該当児童生徒に対して定期的に教員を派遣して、学習支援を行い、学校長の判断によって出席同様の扱いとしながら、学校復帰への支援も並行して行う在宅学習支援制度「ホームスタディ制度」を平成14年度4月より実施した。

(3) 行政は、義務教育年限のすべての児童・生徒(健常者及び心身障がい児)に対して、本人の「学習意欲」に基づき、本人及び保護者が学習を希望する場合、特別な支援を行うなどの責務がある。

2. 現状

(1) 義務教育には、法で機会均等が確保されているが、学習意欲があるにもかかわらず、学校生活において不適応等により「通学できない」あるいは「家から出られない(ひきこもり)」児童・生徒(障がい児含む)が、現に生じている状況にある。

(2) 学校以外での学習(児童・生徒が長期入院した場合、あるいは不登校に対する学校復帰に向けての指導)が、一部実施されている(学習の空白を解消するため)が、現状では義務教育を受ける権利を有する児童・生徒に対し、最低必要限度の基礎教育が十分に行われていない状況にある。

3. 制度の概要

(1) 適用(対象)となる児童・生徒

「学習意欲」があるにもかかわらず、心身に障がいのある児童・生徒もしくは不登校など特別な事情により通学が困難で、かつ市内小・中学校における学習を希望する児童・生徒のうち、志木市教育委員会(以下、市教育委員会)が本制度の適用が必要と認めた児童・生徒とする。

市教育委員会は、当該児童生徒の「学習意欲」の有無等の判断について、市就学指導委員会内の意見を経て決定する。

対象となる児童・生徒の個々の原因、状況に応じて、一人一人に適応する臨床心理スタッ

フ等の教育相談(プロジェクト)チームを設置し、ケーススタディを重ねて対応する。事務局は、志木市立教育サービスセンターに置く。

(2) 当該児童生徒における教室以外の授業実施及び指導方法

当該児童生徒に対して市教育委員会は、学習支援をする施設を市就学指導委員会内の意見を経て指定し、当該児童生徒在籍校の学校長に通知しなければならない。

(イ) 学校内にある教室で学校長の指定した場所

(ロ) 市の指定する公共施設

(ハ) 教育に適する民間施設

(ニ) 特に希望する児童・生徒の自宅

当該児童生徒在籍校の学校長は、所定の手続きに基づき、指定施設において実施する学習支援に必要な指導教員を派遣する。

学習(授業)は一人一人に応じた内容とし、学習指導要領に則り、当該学校長が定める。なお、学習(授業)時間数についても同様である。

(3) 出席(学習活動に対する学校長の認定行為)等の取り扱い

当該児童生徒在籍校の学校長は、指定施設における児童生徒の出席及び学習状況を常に把握しなければならない。平素の記録は出席同様の取り扱いとし、学校復帰を目的とするが、結果として登校が困難な場合において、学校長は進級及び卒業の認定の重要な評価資料とする。

当該児童生徒在籍校の担任は、対象とされる児童・生徒の出席及び学習状況を常に把握し学校長に報告しなければならない。

当該児童生徒の指導教員は、児童・生徒の出席及び学習状況を常に把握するとともに担任並びに学校長に対し、詳細に報告しなければならない。

学校長は、随時、実施状況及び適応指導教室の活用等について教育サービスセンターと連携を図る。

(4) 指定施設に派遣する指導教員

25人程度学級導入に該当する小学校は、採用した市費臨時職員(ハタザクラブラン教員)を充てることができる。

当該制度のために登録した市費非常勤職員及び有償ボランティアで教員免許状所有者(免許状の学校種は問わない)を充てる。

その他、学校長が指示する担任以外の教員を充てる。

(5)有償ボランティア

教育ボランティアとして市教育委員会内バンクに事前に登録し、実施にあたっては教育委員会主催の研修を経た後、当該校の学校長の計画に基づいて学習支援活動を開始する。なお教育ボランティアは、有償とし、教員免許状所有者を広く募集(随時)する。